

令和6年能登半島地震で被災された方の 下水道使用料・簡易水道使用料の減免について

令和6年能登半島地震により被災され本市に避難している方及び避難された方を受け入れている世帯の下水道使用料・簡易水道使用料を減免します。

1 対象者

令和6年能登半島地震により罹災証明書等が交付された被災者のうち本市の市営住宅等に避難している方又は被災した親族等を受け入れている世帯で、下水道又は簡易水道を使用している方

2 減免の内容

(1) 下水道使用料（公共下水道・市設置高度処理型浄化槽・農業集落排水処理施設）

ア 申請期間

令和6年2月13日（火）から当分の間

イ 申請手続 ※申請前に電話でお問合せください

- ・受付方法：郵送又は下水道料金課窓口
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）
- ・受付窓口：相模原市役所 第1別館2階 下水道料金課 料金班
（電話）042-769-8376（直通）

ウ 減免額

下水道使用料の基本額相当額（2か月当たり1,509円（消費税相当額を含む。））

エ 減免期間

入居された日から原則6か月以内

(2) 簡易水道使用料

ア 申請期間

令和6年2月13日（火）から当分の間

イ 申請手続 ※申請前に電話でお問合せください

- ・受付方法：郵送又は津久井土木事務所窓口
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）
- ・受付窓口：津久井総合事務所 別館2階 津久井土木事務所 簡易水道班
（電話）042-780-8210（直通）

ウ 減免額

簡易水道使用料の基本料金相当額

- ・青根簡易水道：2か月当たり1,760円
（消費税相当額を含む。）
- ・藤野簡易水道：2か月当たり2,096円
（消費税相当額を含む。）

エ 減免期間

入居された日から原則6か月以内

問合せ先

【下水道使用料に関すること】

下水道料金課

直通電話 042-769-8376

【簡易水道使用料に関すること】

津久井土木事務所

直通電話 042-780-8210